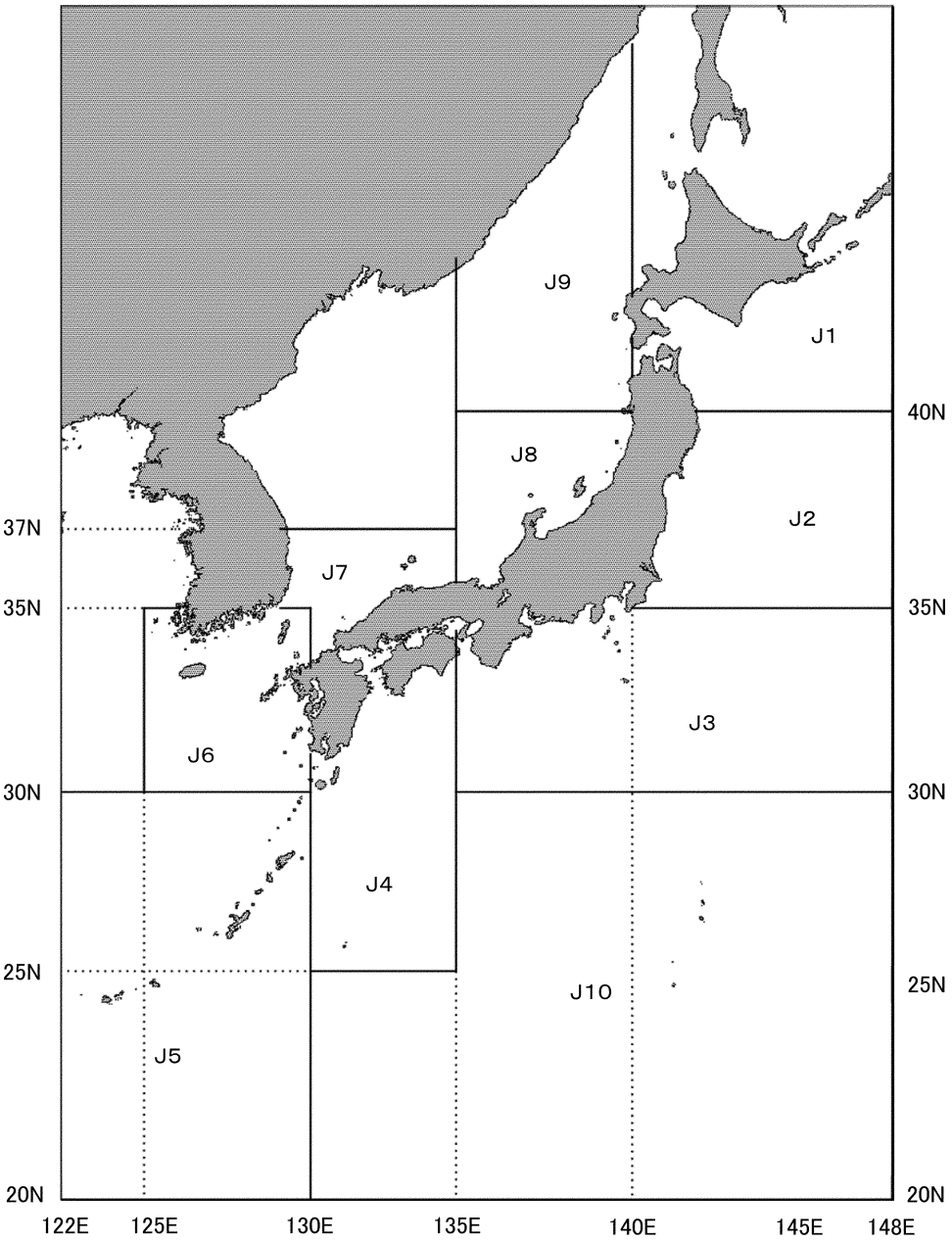
（別図）



公　告

諸　事　項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第１２９号
大分県別府市朝見２丁目19番20号
債務者　有限会社コムテック
代表者取締役　長濱　一富
1　決定年月日時　平成30年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　熊谷　洋佑
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月２日午後１時30分
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第８５号
奈良市大宮町６丁目１番地の11
債務者　株式会社山田薬品
代表者代表取締役　山田　佳志
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上羽　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月３日午後１時30分
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第５４号
福岡県久留米市長門石２丁目９―27、商業登記簿上の本店所在地福岡県久留米市長門石２丁目９番41号
債務者　有限会社オプチカルジャパン
代表者代表取締役　坂本　昌規
1　決定年月日時　平成30年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　角倉　潔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月５日午後３時
福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第３１号
福岡県築上郡吉富町大字小犬丸２番地の１
債務者　株式会社吉富タクシー
代表者代表取締役　中居　素美
1　決定年月日時　平成30年４月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野中　貞祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月５日午前10時20分
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成３０年（フ）第５号
長崎県壱岐市芦辺町諸吉本村触2159番地
債務者　合同会社壱岐のうみ
代表者代表社員　浦田　克代
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中田　昌夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月５日午前９時45分
長崎地方裁判所壱岐支部

平成３０年（フ）第２２５号
東京都西東京市下保谷４丁目14番15号
債務者　有限会社ビィーアドバンス
代表者取締役　加藤　秀俊
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月９日午前11時30分
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第２６６号
京都市西京区嵐山宮ノ前町34番地３エクレール松尾101号
債務者　合同会社シブリングス
代表者代表社員　宮本　卓哉
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉松　裕子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月11日午後１時45分
京都地方裁判所第５民事部破産係